

船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成29年6月6日 11時00分ごろ
発生場所	山口県萩市相島北西方沖 萩相島灯台から真方位305° 3.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 33.1′ 東経 131° 12.9′）
インシデントの概要	ヨット光輪丸は、北東進中、推進器に係留索が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 光輪丸、5トン未満（長さ5.95m）
船舶番号、船舶所有者等	242-7069大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風速 約14m/s、視程 約2M 海象：波高 約2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、境港に向けて山口県下関市下関港を出港し、相島北西方沖を北東進中、本船の係留索が推進器に絡んで機関の運転ができなくなり、運航不能となった。</p> <p>船長は、荒天のため帆走は不可能と判断し、海上保安庁に救援を要請した。</p> <p>船長は、来援した海上保安庁のヘリコプターに救助された。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航された後、水難救済会の船が引き継いで相島漁港（宇津地区）にえい航された。</p> <p>船長は、係留索を細紐で縛っていたので、細紐が解けて係留索が舷外に落下するとは思っていなかった。</p>
分析	本船は、風力7の風が吹く状況下、相島北西方沖を機走して北東進中、係留索が舷外に落下したことから、推進器に係留索が絡んで機関の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、風力7の風が吹く状況下、相島北西方沖を機走して北東進中、係留索が舷外に落下したため、推進器に係留索が絡んで機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。